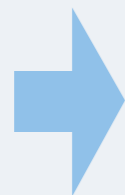


■モデルケース 年税額が60,000円の場合

■これまでの納付方法

普通徴収	6月	15,000円
	8月	15,000円
	10月	15,000円
	1月	15,000円



■21年度

普通徴収	6月	15,000円
	8月	15,000円
特別徴収	10月	10,000円
	12月	10,000円
	2月	10,000円
	4月	10,000円

■22年度以降

仮特別徴収	4月	10,000円
	6月	10,000円
	8月	10,000円
特別徴収	10月	10,000円
	12月	10,000円
	2月	10,000円
	4月	10,000円

特別徴収制度Q & A

- Q 特別徴収をすることによって、税額が高く(低く)なることはありますか？  
 A 納付の方法が変わるだけで、税の負担は変わりありません。
- Q 特別徴収の該当者となった場合でも本人の意思によって特別徴収を希望しないことはできますか？  
 A 特別徴収によることが困難であると認められた場合を除き、原則できません。
- Q 公的年金以外の所得(事業所得等)がある場合の徴収方法は異なりますか？  
 A 公的年金以外の所得がある場合については、特別徴収せずに公的年金とその他の所得を合算した税額をこれまでどおり普通徴収によって納付することとなります。
- Q 年度途中で税額に変更あった場合はどうなりますか？  
 A 公的年金からの特別徴収は中止となり、年税額から特別徴収された額を差し引いた全額を普通徴収により納付することとなります。ただし、このような場合であっても翌年度の10月から特別徴収が再開することとなります。
- Q 介護保険料が特別徴収から普通徴収に切り替わった場合、個人住民税の特別徴収はどうなりますか？  
 A 介護保険の特別徴収対象者であることが要件となっているため、個人住民税についても普通徴収に切り替わります。

詳しくは八峰町役場税務課へお問い合わせください (☎77-2111)

税務課からのお知らせ

「個人住民税」公的年金からの特別徴収制度が始まります

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対して個人住民税の納税義務のある方は、公的年金から特別徴収(天引き)する制度が導入されます。

■対象となる方

平成21年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で個人住民税の納税義務があり、かつ年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している方。(※八峰町では、前年中が公的年金収入のみで、収入額が148万円以下の方は個人住民税が課税されないため対象となりません。)

■特別徴収される税額

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、退職年金などすべての公的年金の合計所得に係る均等割及び所得割の合算額について、その年金支給額から特別徴収されます。なお、特別徴収が可能な公的年金を複数受給されている場合は所定の優先順位に基づき、その高いものから特別徴収することとなります。

■特別徴収の徴収方法

●平成21年度の場合

期別	年金支給月	年金支給月	徴収税額
普通徴収	上半期	6月	年税額の4分の1ずつ
		8月	
特別徴収	下半期	10月	
		12月	
		2月	
		4月	

・特別徴収が実施される前のもの(上半期)については、6月・8月分を普通徴収によって年税額の4分の1ずつを納付します。実施後(上半期)については、年金支給月である10月・12月・2月に年税額の6分の1ずつを特別徴収します。

●平成22年度以降の場合

期別	年金支給月	年金支給月	徴収税額
特別徴収(仮徴収)	上半期	4月	前年下半期税額の3分の1ずつ
		6月	
		8月	
特別徴収	下半期	10月	
		12月	
		2月	
		4月	

・4月・6月・8月分は前年下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収し、10月・12月・2月分は、その年の年税額から上半期で仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します。

新車・中古車販売(国産全メーカー)

車検・定期点検・钣金塗装

沢目自動車

TEL76-2065 FAX76-3280  
沢目駅前



パーマ&カット・縮毛矯正・着付・オリリー化粧品

ヘアブティック **エチゴ** (美容)

八峰町峰浜カッチキ台 TEL76-3890  
営業時間 朝8:30~夜7:00  
定休日 月曜日・第3日曜日  
※送迎もいたします。お電話ください。

八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店  
補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

吉田時計メガネ店

医療機器販売管理者 吉田 泰

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034  
ご自宅までお伺いします。お気軽にどうぞ。

皆川薬局



どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆川 鉄治 ・ 皆川 真実

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日